

会議録第 15 号 (15 の 15)

五戸町議会第 15 回臨時会会議録

平成 25 年 7 月 3 日

招 集

五戸町議会議事務局

五戸町議会第15回臨時会会議録

目次

ページ

□7月3日（水曜日）第1号

招集告示	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局出席職員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
開会宣告・開議	3
諸般の報告の朗読省略	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第64号議題	3
提案理由説明（町長 三浦正名君）	3
質疑・答弁	4
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	6
採決（原案可決）	6
町長挨拶	6
閉会宣告	7
署名	9

巻末掲載

第14回定例会閉会（6月11日）以後の諸般の報告（27）	11
------------------------------	----

五戸町議会第15回臨時会会議録

五戸町告示第58号

五戸町議会第15回臨時会を平成25年7月3日五戸町役場議場に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

平成25年6月26日

五戸町長 三浦正名

- 1 工事請負契約の締結について
(町道川原町線五戸橋橋梁補修工事)

議 事 日 程 第 1 号

平成25年7月3日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第64号 (町長提出)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第64号 (町長提出)

○ 応招議員 18名

○ 出席議員 18名

議 長	和田寛司君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保均君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
7 番	川 崎 七 保 君	8 番	若 宮 佳 一 君
9 番	尾 形 裕 之 君	1 0 番	松 山 泰 治 君
1 1 番	川 村 浩 昭 君	1 2 番	沢 田 良 一 君

1 3 番 古 田 陸 夫 君

1 5 番 中川原 賢 治 君

1 7 番 柏 田 雅 俊 君

1 4 番 三 浦 專治郎 君

1 6 番 中 里 公志郎 君

1 8 番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 竹 原 正 悦 君 調 査 班 長 小野寺 克 仁 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 鳥谷部 禮三郎 君

総 務 課 長 倉 橋 隆 穂 君 建 設 課 長 山 下 淳 君

会 計 管 理 者 平 野 泰 雄 君

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第15回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（27） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において中里公志郎議員、柏田雅俊議員及び三浦俊哉議員を指名いたします。

○議長（和田寛司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第3「議案第64号 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 本日ここに、五戸町議会第15回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第64号は、工事請負契約の締結についてであります。

町道川原町線五戸橋橋梁補修工事に当たり、指名競争入札の結果、株式会社大西組と6,352万5,000円で工事請負契約を締結するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

若宮佳一議員。

○8番（若宮佳一君） 二、三、ちょっとお聞きしたいと思いますが、この工事の期間とか時間帯はどのように考えておられますか。あと工事の内容を説明してほしいと思います。

○議長（和田寛司君） 二、三だから2つでいいですか。

○8番（若宮佳一君） とりあえず2つ。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） ただいまの御質問ですけれども、工期については3月20日までとなっております。工事の時間帯については、日中を予定しております。夜間工事は極力行わない。業者との打ち合わせもまだ済んでおりませんが、そのような方向で進めたいと思っております。

それで、工事の概要ですけれども、昨年度、橋梁の健全化を診断しましたところ、ほとんどが健全であると、橋台、橋桁ですね、健全であるということで調査の結果をいただきました。ただ、表面的に見れば、コンクリートの劣化とか剥離とかが見られますので、そういうものによって安全性を図るために打ちかえすると。橋桁については、まず5センチぐらいはつって、その上にまたコンクリートをかぶせるという工事を行います。あと、舗装面については全面打ち直しと、あと防音柵というんですか、高欄については、地覆と高欄が新設ということが概要です。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮佳一議員。

○8番（若宮佳一君） 最初の、工事の期間ということなんですが、3月20日までが工期だということで、始まりはいつぐらいからの予定になりますか。それと、日中という時間帯ですが、8時から5時までというような感じの意味合いでよろしいのでしょうか。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 始まりは、今、議会で承認されれば、仮契約が解消されて本契約になりますので、本契約以降の工事期間になります。あと、時間帯については、やはり5時までの時間帯を予定しております。済みません、申しおくれましたけれども、車両については、五戸まつりの後、9月2日以降から車両の通行制限というんですか、通行どめを行う予定です。それであと、人については、まず歩けるように、業者とまずこれから打ち合わせをしながら、どういう工程になるかわかりませんが、なるべく人は通させるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮佳一議員。

○8番（若宮佳一君） 車は9月2日、お祭りが終わってから完全に通行どめということなんだそうですけれども、自転車はどうなりますか。高等学校の自転車ですね。歩行者は通れるというんですから、自転車も多分通れるんじゃないかなと思うんですけれども、どういうふうに考えていますか。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 道路交通法上からいくと、みんな車両扱いになると思うんですけれども、交通手段を持たない高校生ですので、その辺は大目に見てもいいのかなと思いますけれども。

○議長（和田寛司君） 若宮佳一議員。

○8番（若宮佳一君） 大目に見るのは、役場で大目に見るんですか。警察は何も問題ありませんか。どうですか。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 警察への、まず車両の通行制限は考えていませんので、ただ車両だけの制限ということで警察には出しております。車だけですね。自転車はまあいいんじゃないかなと思うんですけれども。押して歩けば。

○議長（和田寛司君） 若宮佳一議員。

○8番（若宮佳一君） わかりました。事故のないように工事を進めていただきたいといたします。お願いします。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第64号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第64号」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第64号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第64号」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第64号」は原案のとおり可決されました。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして御審議をいただきました結果、原案のとおり御決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

簡単ではありますが、お礼の言葉といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これにて五戸町議会第15回臨時会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 和田 寛 司

会議録署名議員 中 里 公 志 郎

会議録署名議員 柏 田 雅 俊

会議録署名議員 三 浦 俊 哉

第14回定例会閉会（6月11日）以後の諸般の報告（27）

1 6月11日議長は、去る6月6日招集の第14回定例会の付議事件を全部議了し本日閉会した旨、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長及び代表監査委員に通知した。

1 6月11日議長は、第14回定例会の議決を経た次の条例及び予算を地方自治法第16条第1項及び第219条第1項の規定により町長に送付した。

議案第58号 五戸町新型インフルエンザ等対策本部条例

議案第59号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第60号 五戸町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第61号 五戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号 平成25年度五戸町一般会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成25年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 6月11日議長は、第14回定例会の会議の結果を地方自治法第123条第4項の規定により町長に報告した。

1 6月20日広報常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成25年7月3日（水） 午前8時30分

場 所 五戸町役場 3階会議室

案 件 議会広報 第8号の編集について

1 6月26日町長から、五戸町議会第15回臨時会を来る7月3日五戸町役場議場に招集した旨の通知書を受理したので、議長は即日これの参集を各議員に通知した。

1 6月26日町長から、第15回臨時会に付議する次の事件が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

議案第64号 工事請負契約の締結について

（町道川原町線五戸橋橋梁補修工事）

1 6月26日議長は、地方自治法第121条の規定により第15回臨時会に出席するよう、町長に要求するとともに、その委任または囑託を受けた者の職氏名を速やかに通知くださるよう依頼した。

1 6月26日町長から、第15回臨時会における説明のため委任した者の職氏名は次のとお

りである旨の通知書を受理した。

副 町 長 鳥谷部 禮三郎 総 務 課 長 倉 橋 隆 穂

建 設 課 長 山 下 淳 会 計 管 理 者 平 野 泰 雄

- 1 6月27日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

例月出納検査について（5月分）